

自治体名 豊橋市懇談日時 10月21日(水) 午前・午後10時30分～12時30分懇談会場 豊橋市役所 東館8F 東85会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

[1]1. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(長寿介護課)電話(51-2359)FAX(56-3810)

- ① 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
 ない ある→実施年月(平成18年4月)2014年度実績(24)件(116,530)円
- ② 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
 ない ある→実施年月(平成15年7月)2014年度実績(1,038)件(35,499,399)円
- ③ 特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (799)人(平成26年8月現在)
- ④ 介護給付費準備基金について
 2013年度末の残高(1,274,986)千円
 2014年度末の残高(1,239,416)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤ 地域包括支援センター設置数(18)箇所 直営(0)箇所、委託(18)箇所
 職員配置人数(79)人 正職員(71)人、非正規職員(8)人
- ⑥ 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑦ 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑧ 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑨ 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週5日以内(特別給付)、週2日以内(地域支援)、昼
	1日平均利用者数(2014年度)	総延べ食事数(116,964)食÷年間配食日数(362)日 =1日当たり平均(323)食
	1食あたりの助成額	250円
	1食あたりの利用者負担額	290円～450円
会食方式	実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施している <input checked="" type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑩ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 検討中である
対象事業の名称	ふれあい収集
対象者の要件	ごみを自ら運び出せず、かつその協力が得られない65歳以上の身体障害者・単身世帯など
1カ月平均利用者実数(2014年度)	297世帯

- ⑪ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 助成制度がある <input type="checkbox"/> 助成制度はない <input type="checkbox"/> 検討中である		
制度内容	<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額	100,000円	
	利用者実数(2014年度)	354件	
	<input type="checkbox"/> 介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
助成額		利用者実数(2014年度)	

- ⑫ ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

- ・老人クラブ一声運動事業：ひとり暮らしや高齢者のみ世帯宅を訪問し、声かけを行う。
- ・高齢者安心生活サポート事業：ひとり暮らしや高齢者のみ世帯で、閉じこもりがちな家庭にボランティアを派遣し、会話を中心に簡単な生活支援を実施する。
- ・高齢者等見守りネットワーク事業：ひとり暮らしや高齢者のみ世帯を対象に、ライフライン事業者等の協力事業者が日常業務の中で何か異変を感じた場合に市へ連絡する。

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	
	利用料	高齢者(歳以上)()円、障がい者()円 一般()円、子ども(歳～ 歳)()円
	その他特記事項	
	2014年度の運行実績	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	・70歳から79歳：2千円の電車・バス回数乗車券またはタクシー乗車券の選択 ・80歳以上：4千円のいずれかの乗車券またはそれぞれ2千円ずつの乗車券との選択
	障がい者	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ6歳以上70歳未満の方へ：電車・バス回数乗車券またはタクシー料金助成券2千円分を配布。 ・身体障害者手帳1～3級(下肢・体幹・視覚・内部障害)、療育手帳A～B判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方で自動車税・軽自動車税の減免措置を受けていない方へ：上記に加え、タクシー料金助成券1万5千円分を、そのうち車いす利用者には、さらに介護券2千4百円分を配布。
	要介護認定者	
	2014年度の助成実績	高齢者:56,164,000円 障がい者:41,221,250円

⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
実施事業の名称	
助成対象	
助成金について	金額()円 → ()年額 ()月額 ()1回のみ
助成箇所数	

⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2014年度実績)は (765)枚

2)認定書は()毎年発行している

(○)1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2014年度()件

()認定書を送付している → 2014年度()件

(○)自動的には送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

(○)介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()次のような方法で判断している()

⑯介護保険サービス利用人数について (11,458)人(平成27年 3月 現在)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について (ー)人(年 月 現在)

- ⑱施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している (○)助成していない
 ⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ()助成していない
 ⑳介護保険における通院時の院内介助について (○)認めている ()認めていない
 ㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について (○)認めている ()認めていない

2. 生活保護 担当課(生活福祉課)電話(0532-51-2698)FAX(0532-56-5134)

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数(1,015)件、申請件数(232)件、そのうち保護開始件数(215)件

②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数(1,877)世帯(2,367)人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	22人	2年 2カ月	0人	87世帯	111人
2015年4月1日現在	21人	1年 5カ月	0人	89世帯	113人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ()ある (○)ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は(○)ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

(○)自立相談支援事業 (○)直営 (○)委託 → 委託先(一部社会福祉協議会に委託)

(○)住宅確保給付金の支給 (○)直営 ()委託 → 委託先()

()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

(○)一時生活支援事業 (○)直営 ()委託 → 委託先()

()家計相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

(○)学習支援事業 (○)直営 ()委託 → 委託先()

()その他(記述:)

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (-)カ所

3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。

(○)実施した ()していない

実施した場合の周知方法(通知文を作成し、受給者あて通知しました。)

3. 税の滞納について 担当課(納税課)電話(0532-51-2247)FAX(0532-56-5134)

①滞納整理マニュアルはありますか (○)ある ()ない

②2015年3月31日現在の滞納者の件数 ※2014年度課税分

市(町村)県民税 (183,369)件中(4,994)件

国民健康保険税 (51,572)件中(5,683)件

固定資産税 (135,959)件中(6,018)件

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)

1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件

2)換価の猶予の適用件数(0)件

3)滞納処分の停止の適用件数(4,225)件

④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)(296)件

⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

機構処理案件は、参加市町村の事案で、その選定は、原則として次に掲げる基準に該当するものの中から、機構と当該事案を所管する市町村が協議の上決定する。

- 1 個人住民税の滞納があり、他の市町村税(法人市町村税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及びその他の市町村税)と併せた滞納額の本税額が市にあっては50万円以上、町村にあっては30万円以上である事案で、かつ、徴収が困難と認められるもの
- 2 滞納処分の対象となる財産を有するなど、納税資力があると認められるもの
- 3 滞納者の住所又は所在地が愛知県内にあるもの

⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか
 引き継ぐ 引き継がない

4. 国民健康保険 担当課(国保年金)電話(0532-51-2288)FAX(0532-55-2929)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

区分		定義	2013年度	2014年度	2015年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (8.71) %	× (9.07) %	× (9.19) %
	資産割	固定資産税額	× (0) %	× (0) %	× (0) %
	均等割	加入者1人につき	24,600 円	24,600 円	26,100 円
	平等割	1世帯につき	66,000 円	63,300 円	63,600 円
1人当たり調定額(平均保険料)			90,604 円	92,146 円	93,202 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			7,688 円	7,375 円	7,803 円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	78,800 円	180,700 円	282,700 円
	介護分	18,600 円	43,300 円	70,200 円
	後期高齢者支援分	25,600 円	58,600 円	91,900 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	74,400 円	192,200 円	272,300 円
	後期高齢者支援分	24,200 円	62,500 円	88,800 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	109,900 円	183,300 円	252,500 円
	後期高齢者支援分	35,700 円	59,800 円	82,500 円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

当該世帯の擬制世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者に、市民税所得割が課税されていないこと。
 住民税において障害者控除や寡婦(夫)控除に該当していて、前年の合計所得金額が 125 万円以下であること。

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

納税義務者又は被保険者の傷病・失業・事業休廃止により生活が著しく困難になり、担税力が喪失したと認められる場合。具体的には当該年前年の軽減判定所得が 600 万円以下で、かつ、当該年の軽減判定見込額が前年に比べて2割以上減額になる時。

④資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1)資格証明書は交付していますか。 交付していない 交付している→(81)世帯

2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
 必ず面談している 面談がなくても交付する場合がある その他

3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
 世帯数(2)世帯 内、乳幼児(2)人、小学生(1)人、中学生(-)人、高校生世代(1)人
 上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
 世帯数(0)世帯 内、乳幼児(-)人、小学生(-)人、中学生(-)人、高校生世代(-)人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- () 国の基準どおり実施している
(○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どもがいる世帯
(○) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
(○) 次の場合は、交付対象から除外している

・子ども医療助成制度の対象世帯
・前年度及び当該年度に納付相談等があり、納付確認又は納付約束ができていない世帯

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

特別の事情が正当と認められる場合
(災害、盗難、病気または負傷、事業を廃止または休止、事業に著しい損失を受けた、前記に類する事由があった場合)

⑤ 短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(8,729)人 ・1年()人 ・その他()人

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

豊橋市国民健康保険被保険者証の更新時において、前年度第6期以前の保険税に滞納のある世帯

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

- (○) 通常の保険証と同じ
() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度)

- 1) 差し押さえの基準(基準は設けていないが、納付資力があると認められるにも拘らず、再三の催告にも納付していただけない場合)
2) 分納者への対応(分納は事実上の猶予であり、滞納者の状況に応じできる限り早期の完納に導くよう相談及び指導する。)
3) 予告通知書の発行(1,746)件 ※市税を含む
4) 差押え件数 不動産(417)件 預貯金(440)件 生命保険(37)件(内学資保険(0)件)
その他(28)件(給与、賃料、信用金庫の出資金)
5) 競売などによる現金化 (22)件 (290,000)円 ※信用金庫の出資金

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (658)人
2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (9)人
3) その他

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。
(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない
2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
(○) 設けている () 検討中である () 設けていない
3) 2014年度の減免件数 (0)件 減免金額 (0)円

⑨ 高額療養費について

- () 自動払いしている (○) 申請書を送付している () 通知ハガキのみ送付している

⑩ 国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 () 公開していない (○) 公開している
2) 運営協議会委員の公募枠 () ない (○) ある → (2)人

5. 高齢者医療など 担当課(国保年金課)電話(0532-51-3138)FAX(0532-56-2813)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている (○)縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

75歳以上で自立支援医療の支給認定を受けている被保険者に対し、償還払いにより自己負担額の助成を行っている。

③2015年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (42,187)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (6,974)人

内〔ひとり暮らし非課税者(784)人

〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者(157)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(685)人 短期保険証発行人数(61)人

差し押さえ(2014年度)件数(1)件、金額(5,913)円

6. 子育て支援策 担当課(こども家庭課)電話(51-3161)FAX(56-1705)

※2015年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学1年～中学3年の通院(所得制限なし)

ただし、中学生は自己負担の1/2助成で償還払い

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

(○)入学説明会 ()入学式 ()始業式 (○)ホームページ (○)市広報

(○)その他(学校から児童生徒全員にお知らせ配布、PTA新聞・就学通知書に掲載)

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

改正前の生活保護基準額の(1.3)倍を基礎として算出した所得基準額

そのほか

生活保護法に基づく保護の停止及び廃止、地方税法第 295 条第 1 項に基づく市民税の非課税、地方税法第 323 条に基づく市民税の減免、地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免、地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免、国民年金法第 89 条及び 90 条に基づく国民年金の掛金の減免、国民健康保険法第 77 条に基づく保険税の減免又は徴収の猶予、児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

()就学援助認定基準を引き上げた → 【2014年度 倍 → 2015年度 倍】

()何もしていない

(○)その他(下欄にご記入ください)

改正前の生活保護基準額の1.3倍を基礎として算出した所得基準額を据え置いて対応

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (2,110,000)円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3,334,000)円

5)申請書の受付先 (○)市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか ()必要である (○)必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	5,712 人	5,479 人
受給割合	17.5%	16.9%
支給額	394,696 千円	387,064 千円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 (○)現物支給 ()償還払い ()その他

9) 就学援助の項目について

新入学学用品費として

- (○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費
 (○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
 (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費
 ()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
 ()その他()

③学校給食について(2015年度)

- 1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べていますか。
 (○)食べられている ()未納者には給食支給を停止している ()その他
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助をすすめる
 児童手当からの天引き
 法的措置の実施

- 2) 給食費への自治体独自の補助などの施策 (例:半額補助、第2子以降無料など)

就学援助に認定された児童生徒への給食を無償で提供

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	52校	校	校	26校	26校	230円
中学校	22校	校	校	11校	11校	265円

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)

- 1) 件数(136)件 対応職員(6)人、うち専門職(4)人
 2) 専門職の職種について (○)児童福祉司 ()社会福祉士 (○)臨床心理士 (○)保健師
 ()保育士 (○)教員 ()その他()

3) 現状に対する課題

児童虐待を含めた児童相談件数は全国的に増加を続ける傾向にあり、社会の関心が高まるなかで、これまで潜在化していたものが、顕在化する傾向の影響があると考えられます。児童家庭相談の多くを占める、要保護児童等の対応については、一つの機関での対応が困難であることから、豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会を活用し、関係機関と連携しながら対応が必要です。
 また、新たな課題である所在不明児童への対応が求められています。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

・対応する職員の資質向上のための講演会実施および研修への参加
 ・困難事例の対応を行うためアドバイザーを設置
 ・所在不明児童対応情報共有システムの構築

⑤児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

・H26年度に全小中学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定。
 ・毎月、「いじめ認知件数」を調査・集計・分析し、指導上の留意点を示すなど、指導の徹底を全校に指示。
 ・生徒指導研修会、各ブロック生徒指導巡回訪問、養護教諭研修会にて、いじめ問題に係る未然防止・早期発見・早期対応についての考え方や校内体制の見直しを呼びかけた。

⑥保育について

- 1) 育休取得の場合、上の子の保育利用について
 ()取り消し(育休退園) (○)そのまま通園
 ()その他[]
 2) 短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。
 (○)ある ()ない

7. 障害者施策 担当課(障害福祉課)電話(0532-51-2347)FAX(0532-56-5134)

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	462	96	215	24.5
重度訪問介護	4	50	549	132.3
行動援護	17	106	45	7.7
同行援護	48	109	76	15.9

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(282)人 最多支給時間数(30)時間 平均支給時間数(8.83)時間

③訪問系サービスの支給基準 ()あり ()なし

④計画相談支援の8月利用実績 (512)人

2014年度中に完全実施 ()した ()できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1)併給をしている人の人数(120)人(平成27年4月1日現在)
対昨年同月比(101)%

2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について
平均何時間支給していますか(18.5)時間

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数(236)人(平成27年年 8月 10日現在)

訓練等給付支給決定者数(65)人(平成27年 8月 10日現在)

⑦通院時の院内介助について ()認めている ()認めていない

⑧入院時のヘルパー派遣について ()認めている ()認めていない

9. 健診事業 担当課(健康増進課)電話(532-39-9136)FAX(0532-38-0770)

※2015年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度 受診率	
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診		
特定健診	個別・集団	0	可・不可	0	可・不可	31.2	
がん 検診	胃がん	3000	可・不可	1000	可・不可	17.0	
	大腸がん	200	可・不可	-	可・不可	21.7	
	肺がん	500	可・不可	200	可・不可	24.2	
	子宮がん	1,600	可・不可	1000	可・不可	29.9	
		2,600					
		個別・集団	体がんを実施した場合				
	乳がん	超音波	1300	可・不可	1000	可・不可	31.6
		マンモグラフィー	二方向	可・不可			
			一方向	可・不可			
		個別・集団	2,300				
		1,400					
前立腺がん	個別・集団	1200	可・不可	-	可・不可	9.2	
歯周疾患	個別・集団	0	可・不可	-	可・不可	7.2	

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

()実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ ()特定健診とは異なる
()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

- () 節目年齢に限定せず毎年受けられる () 40・50・60・70歳の年に受けられる
 (○) その他(40・45・50・55・60・65・70歳の年に受けられる)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」
- ⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)
- ⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました